

## 野々市市電子契約実施要領

制 定 令和 8 年 6 月 25 日 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、野々市市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 野々市市が利用権を購入し使用する電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が、野々市市及び契約相手方の指示により、サービス提供事業者自身の署名鍵（電子署名の作成に用いる情報であって、権限を有しない者が使用できないよう適切に管理されるもの）により電子署名を行う事業者署名型サービスをいう。
- (5) 電子契約 契約のうち法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約を締結する方法をいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスを利用するためにサービス提供事業者から付与される利用者識別情報をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスを利用する際に利用者を認証するための文字列をいう。
- (8) 契約書一式 契約を締結しようとするときに野々市市財務規則（昭和 59 年野々市町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）その他の規程の定めにより作成する契約書及び当該契約書に附属する書類をいう。
- (9) 契約事務担当者 電子契約サービスに契約書一式を登録し、契約相手方への送信その他電子契約に関する事務を行う野々市市の職員をいう。
- (10) 承認者 契約書一式が決裁を得たものと相違ないことを確認し、及び承認する野々市市の職員をいう。
- (11) 課長 財務規則第 2 条第 3 号に規定する課長をいう。

(電子契約の利用範囲)

第 3 条 野々市市における契約は、次の各号に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 市長は、電子契約を実施する場合は、入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼の際に、その契約が電子契約を利用することができる契約である旨を明示するものとする。

(承認者の設置)

第 4 条 各課に承認者を置き、課長又はあらかじめ課長が指名する者をもってこれに充てる。

2 承認者が不在のときは、文書取扱主任（野々市市処務規程（平成 10 年野々市町規程第 1 号。以下「処務規程」という。）第 13 条第 1 項に規定する文書取扱主任をいう。）が承認者に代わって承認を行うものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理のために、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、企画財政課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持及び管理
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理（監督を含む）
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し契約事務担当者に貸与する。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた野々市市のドメインのメールアドレスに限る。

2 アカウントの変更は、原則として管理者が行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、原則として管理者が行うものとする。ただし、契約事務担当者がパスワードを変更し、又は再設定する必要がある場合は、この限りでない。

4 アカウントの取扱いは、契約事務担当者がこれを適正に行わなければならない。

5 契約事務担当者は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。

6 契約事務担当者が電子契約サービスへアクセスするときは、管理者が認めた方法により接続しなければならない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 承認者及び契約事務担当者は、電子契約サービスを利用するに当たり、法令等を遵守しなければならない。

2 市長は、電子契約を締結しようとするときは、その都度、契約相手方に電子契約利用申出書を提出させることにより、電子契約サービスを利用して契約を締結することへの同意、契約書一式の送信先及び契約締結権限又はその代理権を有する者であることを確認するものとする。

3 前項の電子契約利用申出書の様式及び提出方法は、市長が別に定めるものとする。

4 契約相手方は、電子契約サービスの利用申出書を提出した後であっても、電子契約サービスによる契約締結が完了するまでの間は、電子契約サービスを利用した契約手続を取りやめる旨を申し出ることができる。この場合において、当該契約については、書面により契約を締結するものとする。

5 契約事務担当者は、契約相手方に契約書一式を送信するときは、承認者を經由しなければならない。

6 電子契約により締結した契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付にかかわらず、契約書に記載された契約締結日から効力を生ずるものとし、その旨を契約書に明記するものとする。

(契約書の保存)

第9条 電子契約により締結した契約書一式は、処務規程第19条の規定により収受の手続きを行わなければならない。

(契約内容の修正)

第10条 契約内容を修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）する必要がある場合は、修正を反映した全文に既に締結した契約を無効とする条文を加えた契約書一式を作成し、この要領に従い再度電子契約を締結しなければならない。

（変更契約）

第11条 前条の規定に該当する場合を除き、既に締結した契約書の内容を変更する必要がある場合は、この要領に従い電子契約により変更契約の手続を行うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。